

障害者自立支援法の概要

1 改革のポイント

(1) 福祉サービスの一元化

サービス提供主体を市町村に一元化する。また、これまで障害の種類(身体障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児)により根拠となる法律が異なっていたが、共通したサービスは共通の制度で提供するように一元化するもの。

(2) サービスの量や所得に応じた公平な負担

「応能負担」から「応益負担」に。原則1割負担。食費等の実費負担。

(3) 手続きや基準の透明化、明確化

審査会の設置。ケアマネジメントの制度化。

(4) 社会資源が活用できるように規制緩和

身近なところでサービスが利用できるように空き教室や空き店舗の活用。

(5) 障害者が働ける社会に

一般就労へ移行できるような事業の創設や、企業等で働けるように支援を行う。

2 障害者自立支援法の概要

(1) 対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

(2) 自立支援給付の内容(法第6条)

自立支援給付は、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具の支給とする。

・ **介護給付費** ホームヘルプサービス、ショートステイ、施設入所など

・ **訓練等給付費** 自立訓練、就労移行支援など

「障害福祉サービス」とは、「介護給付」と「訓練等給付」をいう。

・ **自立支援医療** 旧更生医療、旧育成医療、旧通院公費負担医療

・ **補装具**

「特例」は、基準該当サービス利用の場合

(3) 地域生活支援事業

- ・市町村又は都道府県が行う障害者等の自立支援のための事業
相談支援、移動支援、日常生活用具、手話通訳等の派遣など

(4) 障害福祉計画（法第88条）

国の定める基本指針に則して、市町村及び都道府県は、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画を定める。

(5) 費用負担

- ・国は、市町村の行う自立支援給付の支給に要する費用の2分の1を負担する。（法第95条）
- ・都道府県は、市町村の行う自立支援給付の支給に要する費用の4分の1を負担する。（法第94条）
- ・市町村は、自立支援給付の支給に要する費用を支弁する。（法第92条）
- ・地域生活支援事業については、国は2分の1以内、県は4分の1以内を市町村に補助する。（法第94条2、第95条2）

(6) 施行期日

- ・自立支援医療 平成18年1月
- ・新たな利用手続き、利用者負担の見直し 平成18年1月
- ・新たな施設・事業体系への移行 平成18年10月

3 福祉サービス体系の概要

(1) 自立支援給付

介護給付

居宅介護 （ホームヘルプ）	障害者等につき、居宅において入浴、排泄又は食事の介護その他厚生労働省令で定める便宜を供与する。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅における入浴、排泄又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与する。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護その他厚生労働省令で定める便宜を供与する。

<p>短期入所 (ショートステイ)</p>	<p>居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設へ短期間の入所をさせ、入浴、排泄又は食事の介護その他厚生労働省令で定める便宜を供与する。</p>
<p>重度障害者等包括支援</p>	<p>常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働省令で定めるものにつき、居宅介護その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービスを包括的に提供する。</p>
<p>児童デイサービス</p>	<p>障害児につき、児童福祉法第43条の3に規定する肢体不自由児施設その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する。</p>
<p>療養介護</p>	<p>医療を要する障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものにつき、主として昼間において、病院その他の厚生労働省令で定める施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を供与する。</p>
<p>生活介護</p>	<p>常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものにつき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排泄又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する。</p>
<p>施設入所支援</p>	<p>その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排泄又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する。</p>
<p>共同生活介護 (ケアホーム)</p>	<p>障害者(介護を要する知的障害者・精神障害者)につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排泄又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日の日中は外部の各種事業等を活用 ・日中活動を含めた生活プログラムを策定

訓練等給付

自立訓練	障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する。
就労移行支援	就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する。
就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する。
共同生活援助 (グループホーム)	地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居においてその他の日常生活上の援助を行う。 ・就労又は自立訓練、就労移行支援等を受けている知的障害者・精神障害者

自立支援医療

障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であって政令で定めるもの。

旧更生医療	身体障害者で指定の病院等で血液人工透析、心臓手術、人工関節置換術、抗HIV療法・免疫抑制療法等により、障害を軽くしたり進行を遅らせたり機能を回復させるために行う治療にかかる医療費の本人負担分を給付する。
旧育成医療	18歳未満の身体障害児で指定の病院等で障害を除去したり、軽くしたりするために行う医療にかかる費用を給付する。
旧精神通院公費負担医療	精神的な病気の治療に要する医療費の自己負担を軽くする制度で、申請により患者票が交付され、2年間精神科の医療費の自己負担が5%になるもの。

補装具

障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるもの。

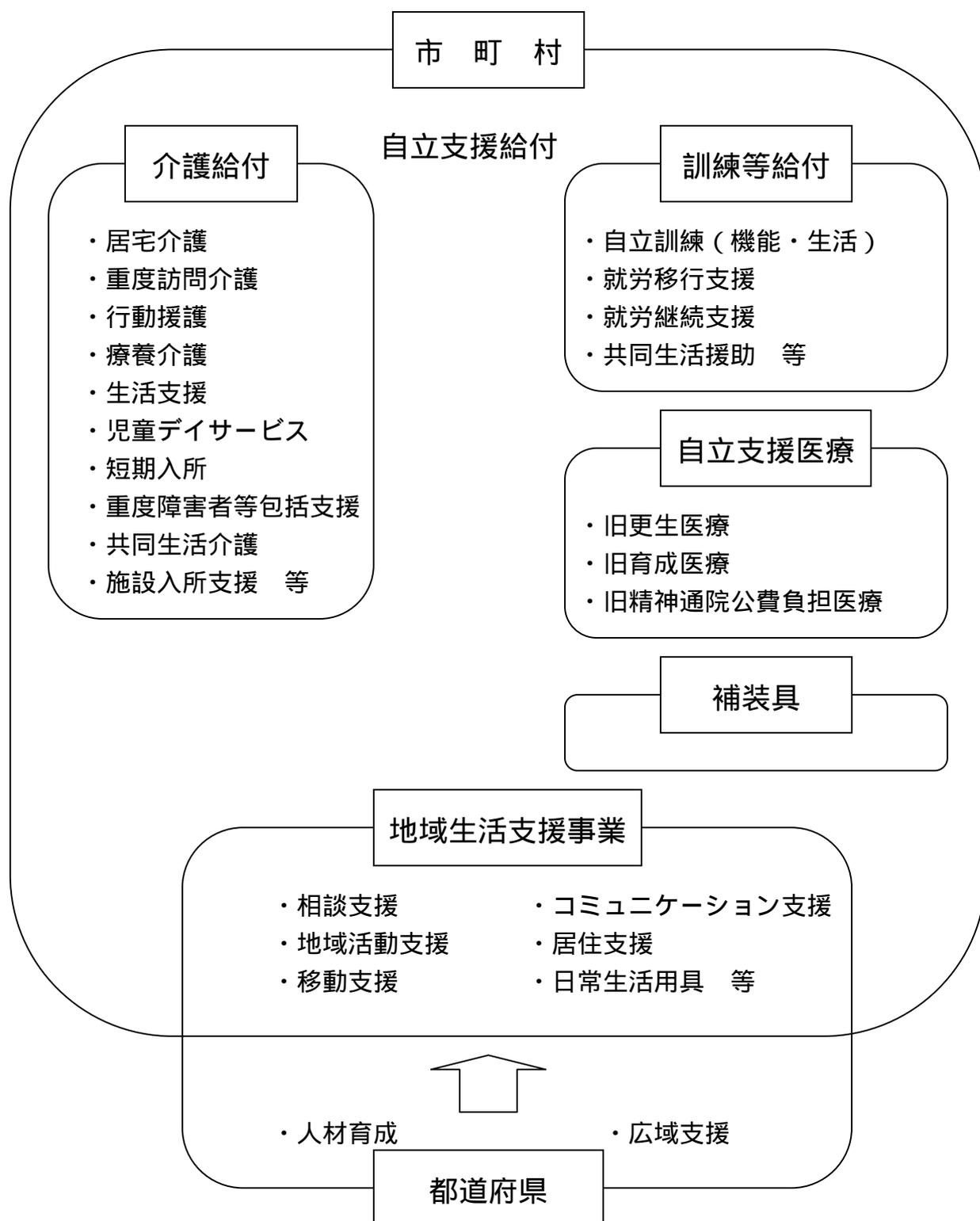
(2) 地域生活支援事業

障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害児等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業

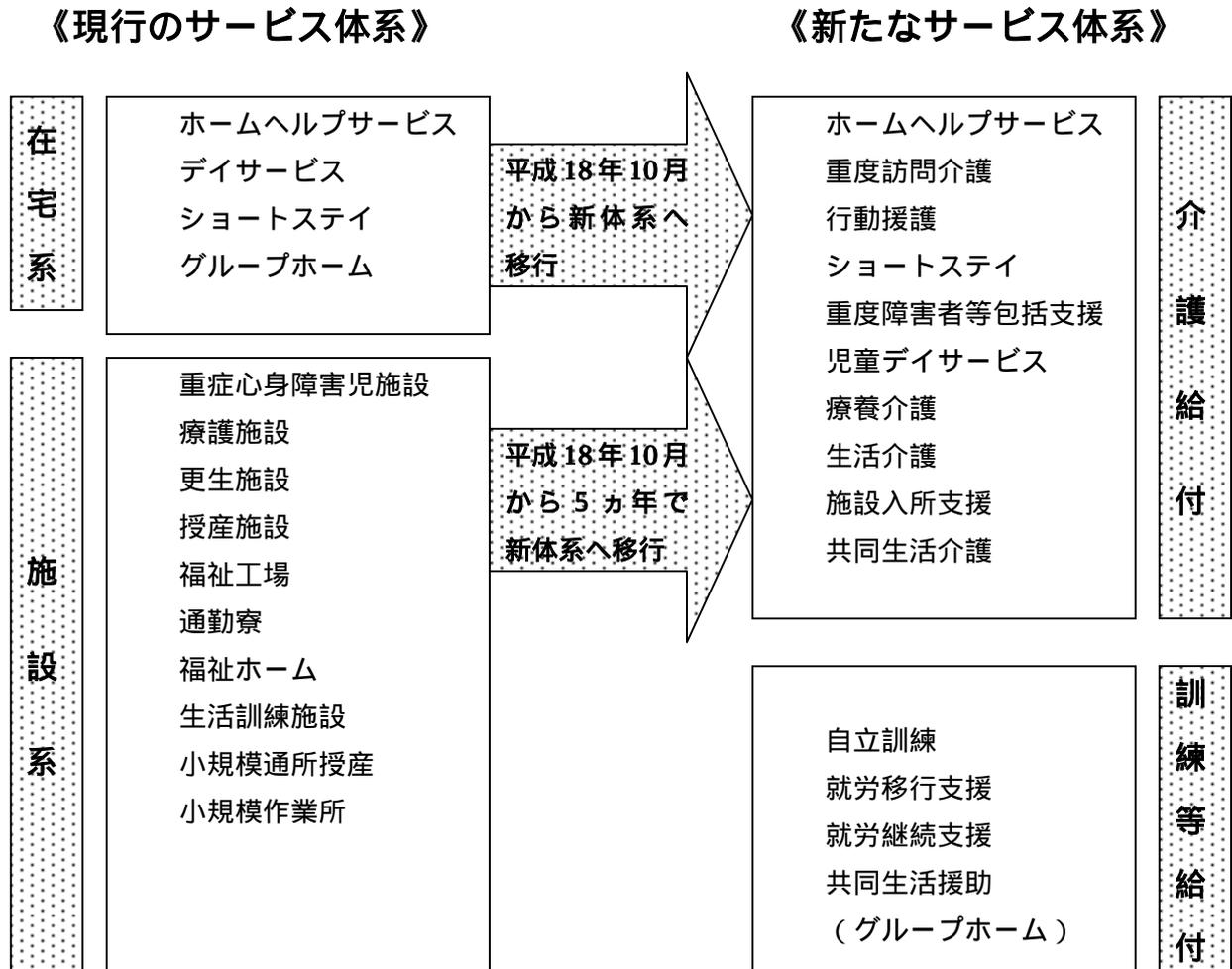
相談支援事業	<p>地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び事業者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与する。</p> <p>支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者が障害福祉サービスを適切に利用できるよう、利用者の依頼を受け、心身の状況、環境、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用するサービスの種類及び内容、担当者その他の事項を定めたサービス利用計画を作成するとともに、その計画に基づいたサービスの提供が確保されるよう、事業者等その他の者との連絡調整その他の便宜を供与する。</p>
地域活動支援センター	障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。
移動支援事業	障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援する事業
福祉ホーム	現に住居を求めている障害者につき、低額な居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。

手話通訳等の派遣	
日常生活用具の給付・貸与	

総合的な自立支援システムの構築



障害福祉サービスの新たな体系



障害福祉サービスの利用者負担の見直し

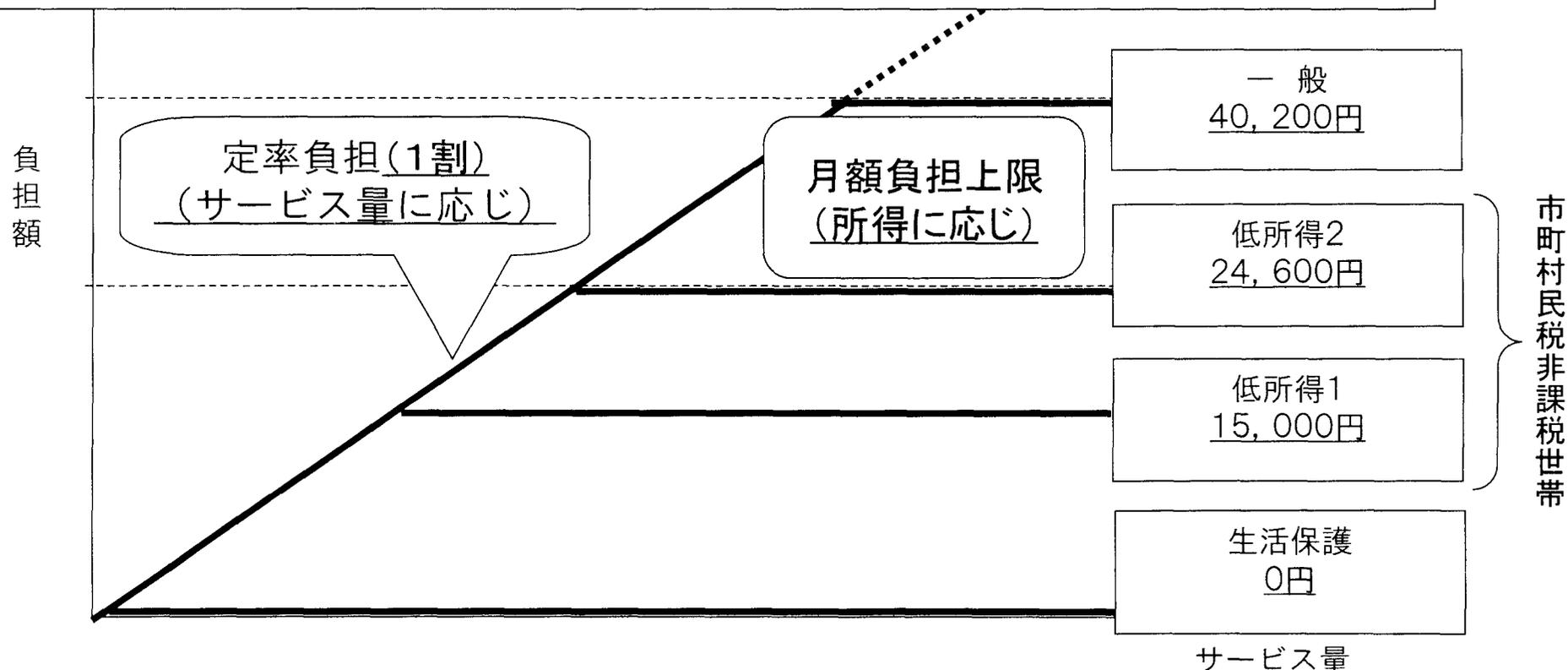
— サービス量と所得に着目 —

所得にのみ着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組みに見直す。

- 契約によりサービスを利用する者と利用しない者との公平を確保する。(障害者間の公平)
- 制度運営の効率性と安定性を確保する。(障害者自らも制度を支える仕組み)

これと併せて、国、都道府県の財政責任の強化(義務負担化)を図る。

6



※ 負担上限の該当の有無は、各サービスに係る負担額の合計で計算する。

※ 精神関係の施設は、平成18年10月以降に、新施設・事業体系に移行したのから対象となる。移行までは、現行と同じ仕組み。